

基勞補発 0902 第 1 号
平成 23 年 9 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に係る労災請求の促進に向けた年内の取組について

東日本大震災（以下「震災」という。）に係る労災請求の促進のための取組については、震災後の急激な変化に的確に対応するため、これまで各月ごとに目標を設定し取り組んできたところであるが、今後においては、年内を目途に下記のとおり取り組むこととしたので、確実に実施されたい。

記

1 基本的な考え方

事業場を通じた請求勧奨は、これまで津波被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）にある適用事業場を対象に実施してきたが、特定局ではこの取組により 100 人を超える未請求の被災労働者を確認する等、請求勧奨に当たっての有効な手法であることが確認された。一方、これまでの遺族給付の請求内容をみると、震災後、勤務先事業場は被災を免れたものの、被災地域にある自宅に向かった労働者が津波により被災した事例が少なからず確認されている。そのため、今後は、従来の被災地域の事業場に加え、被災地域に居住していた労働者の通勤時間を考慮し、請求勧奨の対象地域を非被災地域にまで拡大して、事業場を通じた請求勧奨に取り組むこととする。

また、請求勧奨の対象地域の全世帯にリーフレットを配布するとともに、市町村の広報紙（誌）や死亡届、災害弔慰金の窓口等を通じた広報等により、労災保険制度の周知を図る。

さらに、被災労働者の遺族等が全国的に存在することから、本省において、本年 12 月、全国的な媒体を用いた広報等を行う。

これらの取組を通じて、労災保険制度の周知徹底とともに、被災労働者及びその遺族からの労災請求の促進を図ることとする。

2 岩手・宮城・福島労働局（以下「三局」という。）における取組

（１）事業場を通じた請求勧奨の拡大実施

対象地域を海岸から概ね20km圏内の地域（注）として、当該地域にあるすべての事業場に対して、以下のとおり請求勧奨を行う。

（注） 東北地方の通勤時間は概ね40分であり、「車での通勤」を想定して、

$30\text{km}/\text{時} \times 40\text{分} \div 60\text{分} = 20\text{km}$ と設定したものである。

ア 適用事業場に対する取組

（ア）対象事業場の選定

対象事業場は、海岸から概ね20km圏内の郵便番号をキーとして、抽出・選定すること。

なお、これまでの取組で既に要請済みの事業場は除外する。

（イ）対象事業場に対する電話要請

上記（ア）で選定した事業場に対して、電話で、被災労働者の有無を確認し、有りの場合には、労災請求の有無、被災労働者の人数、氏名等を把握するとともに、労災請求がなされていない場合には、被災労働者の家族等に対して請求勧奨を行うよう、要請すること。

イ 未手続事業場に対する取組

（ア）対象事業場の選定

海岸から概ね20km圏内のすべての事業場を住宅地図等から把握し、事業場名、所在地、郵便番号等を特定する。その上で、上記アの事業場、これまでの取組で既に要請済みの事業場を除外する。

（イ）対象事業場に対する訪問による指導

上記（ア）で選定した事業場を訪問し、労働者の有無、労災保険の強制適用の有無を確認の上、本年3月11日時点で労災保険関係が成立していると認められる場合には、被災労働者の有無を確認し、有りの場合には、労災請求の有無、被災労働者の人数、氏名等を把握するとともに、労災請求がなされていない場合には請求勧奨を行うよう指導すること。

ウ 事業主団体を通じた請求勧奨

事業主団体に対して、傘下の事業主に被災労働者の有無等を確認の上、請求勧奨を行うよう、局署の幹部が要請すること。

また、被災地域の地域別又は業種別の事業主団体の事務局長等を非常勤職員に委嘱する等により、被災地域における労災請求対象の掘り起こしを行うこと。

（２）全世帯に対する広報の提供等

ア 地方公共団体への要請

① すべての地方公共団体に対して、広報紙（誌）への記事掲載を要請すること。

② 津波による被害を受けたすべての市町村に対して、死亡届、災害弔慰金の窓口等において労災保険制度の周知等を図るよう、局署の幹部が要請すること。

イ リーフレットの各戸配布の実施

海岸から概ね20km圏内の全世帯及びすべての仮設住宅(二次避難所等を含む。)に、リーフレットの各戸配布を実施すること。

ウ 地元チェーンストア本部に対する要請

地元本部を有するチェーンストア本部に対して、三局内の各店舗にポスターを掲示するよう、要請すること。

エ 交通機関等を活用した広報の実施

バスなどの交通機関等を活用した広報を実施すること。

(3) 年少者(震災孤児・遺児)、高齢者に対する取組

ア 年少者(震災孤児・遺児)

別途指示するところにより、実施すること。

イ 高齢者

高齢者の介護を行う事業者、ケアマネージャー、社会福祉協議会、請求人たり得る高齢者の後見人等を把握し、これらの者に労災保険制度を周知するとともに、同人に説明してもらうよう、要請すること。

3 避難者が相当数居住する労働局(三局を除く。)の取組

(1) 二次避難所等を対象とする巡回配布等の実施

リーフレット等を二次避難所等に巡回配布するとともに、必要に応じて、個別相談に応じること。

(2) 二次避難所等を所轄する市町村に対するポスター掲示等の要請

二次避難所等を所轄する市町村に対して、市町村の窓口等にポスターの掲示等を要請すること。

4 本省における取組

(1) 全国的な媒体を活用した広報の実施

本年12月に全国的な媒体を活用した広報を実施する。

(2) チェーンストア(上記2の(2)のウを除く。)本部に対する要請

全国展開するチェーンストア本部に対して、被災地域を中心とした東北地方、関東北部の店舗におけるポスターの掲示等を要請する。

5 報告

当月の取組内容を取りまとめの上、翌月の5日(5日が休日の場合には、翌勤務日)までに、三局は別紙1により、避難者が相当数居住する労働局は別紙2により、本省労働基準局労災補償部補償課企画調整第2係まで報告すること。

●月における取組について

(_____ 局)

各項目のうち、●月に取り組んだ内容を下記のとおり報告します。

1 事業場を通じた請求勧奨の取組

- ア 適用事業場に対する取組
(_____)
- イ 未手続事業場に対する取組
(_____)
- ウ 事業主団体を通じた取組
(_____)

2 全世帯に対する広報の提供等

- ア 地方公共団体への要請
(_____)
- イ リーフレットの各戸配布
(_____)
- ウ 地元チェーンストア本部に対する要請
(_____)
- エ 交通機関等を活用した取組
(_____)

3 年少者（震災孤児・遺児）への取組

(_____)

4 高齢者への取組

(_____)

5 上記以外の局独自の取組

(_____)

6 上記取組のために新たに採用した社労士等の人数 _____ 人

以 上

●月における取組について

(_____ 局)

各項目のうち、●月に取り組んだ内容を下記のとおり報告します。

1 二次避難所等を対象とする巡回配布等

ア 二次避難所の数 _____ か所 (____ 月 ____ 日現在)

イ 巡回した二次避難所の数 _____ か所

ウ 巡回配布したリーフレットの枚数 _____ 枚

エ 二次避難所以外に巡回配布した対象名及び数、リーフレットの枚数
(_____)

2 二次避難所等を所管する市町村に対する要請

ア 二次避難所等を所管する市町村数 _____ 市町村

イ 要請を実施した市町村数 _____ 市町村

ウ ポスターが掲載された市町村数 _____ 市町村

3 上記取組のために新たに採用した社労士等の人数 _____ 人

以 上